

令和3年5月24日

備前市議会議長 守井 秀龍 殿

請願者 備前市三石318
本田 正 弘外1名

紹介議員 橋本 逸夫

請 願 書

1 請願の要旨

市長選挙の不正を糾す意見書の提出を求める請願

2 請願の趣旨

令和3年4月4日告示、同月11日投票の備前市長選挙において、吉村武司候補の当選を得させる目的をもって伊原木隆太岡山県知事の名前を騙り公職選挙法の規定により作成された私製選挙葉書（上限8,000枚）の「よしむら候補を推薦いたします」の欄に「岡山県知事 伊原木隆太 何卒よろしくお願ひ致します。」と虚偽の事項を記載し、多数の有権者に郵送させた。

吉村武司候補が作成した私製選挙葉書が違法である事が判明し捜査当局に公職選挙法第235条1項（虚偽事項の公表）刑法第165条（公印偽造同行使）で告発し、市選挙管理委員会に選挙無効の異議申し立てを行っております。

総行公第13号・令和元年6月3日、総務大臣の通達には公職選挙法第129条の4には、推薦・支持してはならない。これに反した場合は同法第239条の2第2項の規定により処罰されるとあり伊原木知事が推薦する事はなく、知事の名を盗用・印刷・郵送させた吉村武司候補（現市長）は民主主義の根幹である選挙を冒涇し有権者を愚弄した事は決して許される行為ではなく強く糾弾されなければならない。

3 請願事項

請願の趣旨から貴議会において、地方自治法第99条の規定により、下記の関係機関に意見書の提出を求める。

岡山県知事・岡山県議会・岡山県警察本部